



年金受給開始の5年繰下げの先にあるもの

-最大限に増額された年金額で長生きリスクの不安を軽減-

60歳、65歳という節目を前に、どのように働き、年金をいつから受け取るかを考え始める人が多いと思います。公的年金は多くの人にとって老後の生活を支える収入源になっています。しかし、老後の期間は、平均余命の延伸で年を追う毎に長期化しているほか、健康でいられる期間も長く、晩年の生活を補償する年金のみで数十年もの間、生活していくことは難しいといわれています。

健康寿命の延伸で退職後も健康で長い人生

現在、年金の支給開始年齢は60歳から65歳に向けて徐々に引き上げられ、60歳を過ぎて働きたい、あるいは、働かないと暮らせないという状況になっています。

支給開始年齢引上げの背景には、定年退職後の平均余命が延伸していることにより、受給期間が長くなっていることがあります。もともと、年金は晩年、働くことができなくなってから死亡するまでの期間の生活費を補償するものです。

しかし、近年、急速に長寿化が進み、健康寿命も長くなりました。これに対し、年金制度の見直しが続いていないのが現状です。

人生80年から、90年、そして100年時代へ

日本の公的年金制度は、昭和17年（1942年）に厚生年金が創設され、その後1961年に現在の国民皆年金体制となりました。今年で58年が経過し、制度創設時の前提や社会経済の状況は大きく異なっています。

国民的人気アニメ『サザエさん』に出てくる波平さんが、当時のもうすぐ定年を迎える会社員のイメージです。波平さんは60代もしくは70代にも見えますが、54歳の会社員という設定です。原作は漫画『サザエさん』で昭和21年（1946年）から地方紙の夕刊に連載されました。私たちが知るアニメ『サザエさん』のテレビ放映が開始されたのは昭和44年（1969年）です。今からちょうど50年前となります。1970年の例でいうと、75歳まで生存する者の割合は、男性43.5%、女性61.2%でした（図表1）。

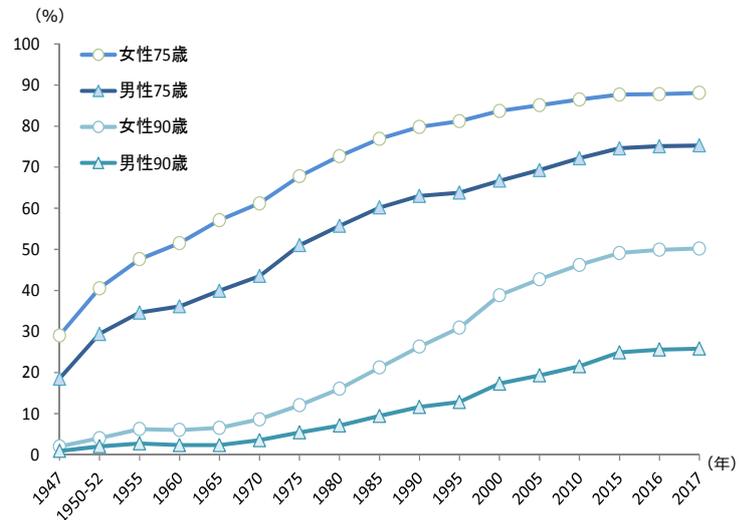
55歳定年の時代、年金支給は60歳から

当時すでに男性の年金の支給開始年齢は、55歳から段階的に60歳まで引き上げられ、1973年に男性の年金支給開始は60歳に完全移行となりました。

年金支給年齢が引き上げられる一方、定年は依然55歳が主流でした。60歳定年は、1986年から企業の努力義務とされ、義務化されて標準的な定年となったのは1998年のことでした。

その後、人生90年時代を経て、現在では人生100年時代と言われるようになりました。年金の支給開始年齢は、2001年から段階的に65歳へ引上げ中であり、男性は2025年から、女性は2030年から65歳支給となります。

図表1 75歳、90歳まで生存する者の割合の年次推移



（出所）厚生労働省平成29年簡易生命表のデータを基に岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



年金の受給開始年齢で異なる受給額

現在、老齢基礎年金の受給開始は原則65歳としており、60歳以降への繰上げと66歳から70歳以降への繰下げが可能になっています。年金額は、受給開始時点に応じて増減し、受給時点での増減率による年金が終身にわたって支給される仕組みになっています。

具体的には、65歳を100%として、65歳より1ヵ月早く受ける毎に0.5%（1年で6%）減額になるとされています。一方、繰り下げる場合には66歳より1ヵ月遅く受ける毎に0.7%（1年で8.4%）増額になり、70歳以降に受給を始めると、42%増額された年金を受給できるとされています（図表2）。現在の制度では、70歳を超えて繰り下げても42%増を超えることはありません。つまり、65歳でなく、70歳がむしろ「満額」受給年齢と考えてもよさそうです。

70歳からの人生100年計画で1億円を受給

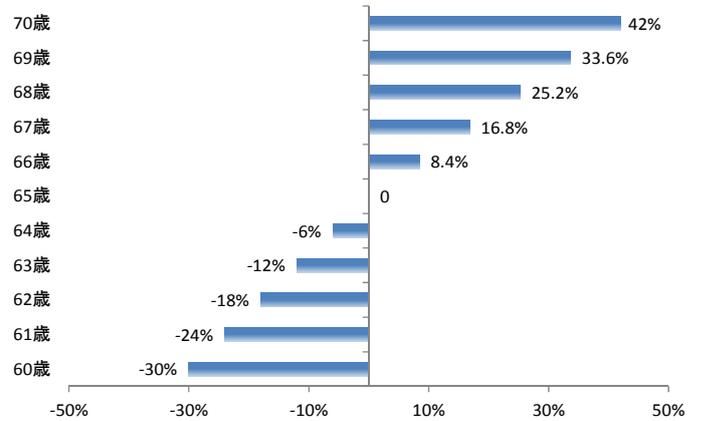
厚生労働省によると、繰上げによる減額率と繰下げによる増額率は、選択された受給開始時期がどの時点であっても、年金財政上、中立となるよう設定されており、平均的な死亡年齢を基に、平均的な受給期間を想定しているとしています。

具体的には、65歳で受給を始めた場合、76歳*の時に、60歳から繰上げ受給をした場合の受給総額とほぼ一致します。また、70歳から繰下げ受給をした場合、81歳*の時に65歳から開始した場合の受給総額とほぼ同額になります（図表3）。このことから、現行の制度は約82歳までに年金支給が終了することを想定していると捉えることができます。

70歳から42%増の年金額で受け取っていくと、99歳を過ぎた頃にはモデル世帯の受給総額は1億円に達します。

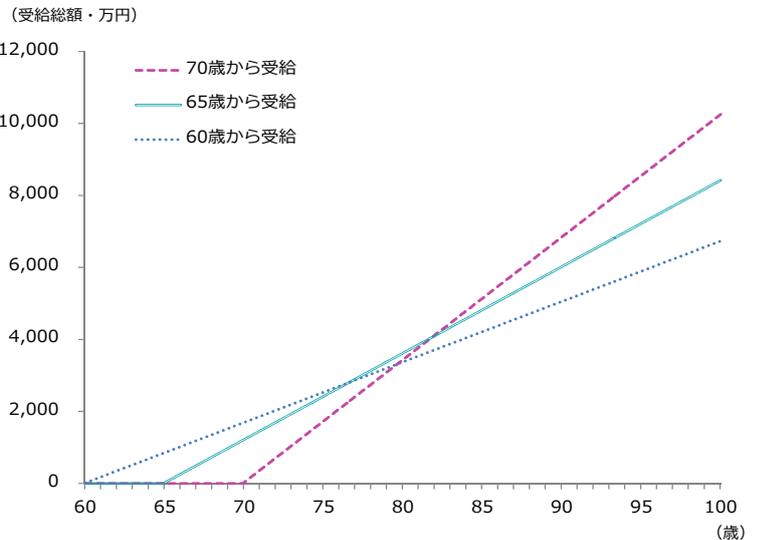
*繰上げ受給は1年間で6%減額なので、 $100\% \div 6\% = 16.6$ （年）
繰下げ受給は1年間で8.4%増額なので、 $100\% \div 8.4\% = 11.9$ （年）

図表2 繰上げ受給と繰下げ受給の年金増減率



（注）税金・保険料等を差し引かれる前の増減率であり、実際に受け取れる金額でみた増減率とは異なります。
（出所）厚生労働省年金局資料を基に岡三アセットマネジメント作成

図表3 受給開始年齢と年金受給総額の推移



（注）65歳で受給開始した場合に月額20万円受け取れると仮定した場合を60歳に繰上げ受給（30%減）した場合と70歳に繰下げ受給（42%増）した場合に分けて比較。税・社会保険料は考慮していません。物価変動やスライド調整率は加味していません。

（参考）2019年度に受給開始した場合の夫婦2人分の老齢年金基礎年金と厚生年金を含む標準的な年金額は22万1,504円（税・社会保険料控除前）。厚生年金は夫が平均的収入42.8万円で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯（モデル世帯）の水準。

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社で作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



70歳以上に引上げの拡大を検討する動きも

日本では今年、5年に1度の年金財政検証が実施されます。年金財政の健康診断のようなもので、受給開始年齢の70歳以上への引上げと、現在は70歳未満としている厚生年金の加入を70歳以上の勤労者にも義務化することが検討される見込みです。

欧米諸国に目を向けると、現行の日本の受給開始年齢はまだ低いことに気づきます。米国は67歳、英国は68歳、ドイツは67歳への引上げが決定されています（図表4）。これらの国々は日本ほどは長寿化が進んでいません。日本は高齢化率が高く、世界で最も長寿化が進んでいるにもかかわらず、年金改革については後れをとっています。したがって、さらなる開始年齢の引上げも受け入れざるを得なくなってくるでしょう。

「満額」受給で長生きリスクの不安を軽減

年金が、晩年に働けない期間の生活費を補償する保険といえることに鑑みれば、人生100年時代では、何歳まで生きるかわからない「長生きリスク」に対応するために、70歳まで自助努力で賄い、その後で最大限に増額された年金支給額を受け取っていくことが理想的と言えます。

これから年金を受給する人は、70歳のゴールに向けて、できるだけ長く働き続けるためにはどうしたらよいか、健康な間の生活資金を増やすためにはどうしたらよいか、という意識を常に持ち、1歳でも若いうちから老後の働き方や資産作りに意識を向けて準備していくことが大切ではないでしょうか。

以上 （作成：投資情報部）

図表4 年金支給開始年齢の引上げ 各国比較

	引上げ内容	決定時期	開始時期	完了時期
日本	55歳→60歳 (男)	1954年	1957年	1973年
	55歳→60歳 (女)	1985年	1987年	1999年
	60歳→65歳 (男)	1994年 (定額部分)	2001年 (男)	2013年
	60歳→65歳 (女)		2006年 (女)	2018年
	60歳→65歳 (男)	2000年 (報酬部分)	2013年 (男)	2025年
	60歳→65歳 (女)		2018年 (女)	2030年
米国	65歳→67歳	1983年	2003年	2027年
英国	60歳→65歳 (女)	1995年	2010年	2020年
	65歳→68歳 (男女)	2007年	2024年	2046年
ドイツ	65歳→67歳	2007年	2012年	2029年

(出所) 厚生労働省資料を基に岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みには、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はおお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



皆様の投資判断に関する留意事項（2019年4月末時点）

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）
 - お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
 - お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担
 ：純資産総額×実質上限年率1.991088%（税抜1.8436%）程度
 ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料**
- **監査費用**：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）
 - ※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。（監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。）
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社
 事業内容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号
 加入協会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）